

小松島市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成20年5月1日
小松島市告示第85号

(設置)

第1条 小松島市が実施する、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画の策定及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉計画の見直しについて、幅広く意見を求めるとともに、総合的、計画的な推進を図るため、小松島市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、介護保険被保険者及び高齢者（以下「高齢者等」という。）の施策について、次に掲げる事項を協議検討する。

- (1) 高齢者等の実態調査に関すること。
- (2) 高齢者等の現状と施策に関すること。
- (3) その他、介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員21名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉及び費用負担関係者
- (2) 被保険者代表（公募）
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が適当と認めたもの

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委員会が第2条の規定による「小松島市介護保険事業計画及び老人福祉計画」を市長に報告した時点をもって終了するものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初に招集すべき委員会は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は介護福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 小松島市介護保険事業策定審議会要綱は、廃止する。

附 則（平成 23 年小松島市告示第 90 号）

この告示は、平成 23 年 6 月 3 日から施行する。